

第45回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 令和5年12月20日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 [家庭裁判所委員会委員]
江原健志、岡崎寿成、岡部敦、小平つな子、小林万洋、田村泰崇、
中村威彦、野口一輝、松橋美加、宮沢利津子（五十音順、敬称略）
[説明者]
長野家庭裁判所次席書記官
同主任書記官
[事務局]
長野家庭裁判所上席裁判官、同首席書記官、同次席書記官、同訟廷
管理官、首席家裁調査官、長野地方・家庭裁判所事務局長、長野家
庭裁判所事務局次長、同総務課長、同総務課課長補佐
- 4 テーマ
家事調停におけるウェブ会議の導入について
- 5 議 事
 - (1) 家庭裁判所委員会新任委員の自己紹介
田村泰崇委員、宮沢利津子委員
 - (2) 議事の進行について
本日の委員会の一般傍聴者（弁護士1名）による傍聴を承認した。
 - (3) 家事調停におけるウェブ会議の導入について
[説明（長野家庭裁判所次席書記官、同主任書記官）]
 - (4) 質疑・応答
【発言者の表示＝◎：委員長、○：学識経験者委員、●：法曹資格を有する委員、□：説明者】
説明内容を踏まえ、次のとおり意見交換等がされた。

- ◎ 各委員から御意見や御質問をお願いしたい。
- 模擬調停の動画では、一人かどうかがカメラを使って確認する場面があったが、通信環境が悪く、カメラを起動すると通信がダウンしてしまうと言われた場合にも、ウェブ会議を続行できるのか。
- ウェブ会議は、カメラで映すことが前提となるため、それが難しい場合には従前から実施している電話会議に切り替えて実施するなどの代替手段が考えられる。
- 調停は、非公開であることで安心して話すことができ、お互いの相互理解につながると理解しているが、ウェブ会議のツールでは、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットも利用できるのか。また、代理人が付いていない本人の調停の場合に、場所として非公開性を担保するために住所地だけなのか、あるいは職場の会議室でも参加できるのか。
- 家事調停のウェブ会議では、パソコンだけでなくデジタル化により普及が大幅に進むスマートフォンやタブレットの使用も想定している。また、参加する場所については、職場の会議室でも、事前の確認で非公開性が担保できれば、住所地に限らず参加できる。
- ウェブ会議をする前に、参加する場所を事前告知する必要性を感じたが、いかがか。
- ウェブ会議を始める前には、参加する場所の確認をするので、その時点で非公開性が担保されているかを判断することになる。
- 当事者が海外にいても、海外から参加することはできるのか。
- ◎ 先行している民事訴訟手続でも検討された問題であるが、海外からアクセスすると主権の侵害になる可能性があることなどから、不相当であると考えられており、家事調停でも同様と考えられる。
- 大学では、コロナ禍になってから、一時対面での授業を停止してZOOMを利用したオンラインの授業となり、学生はスマートフォンで参加し、自宅ではなくショッピングモールのベンチなどWi-Fi環境が良い場所

で受講していたが、説明をお聴きしていて、専用回線でなく、既存のツールを利用するとなると、ソフト面の安全性をどこまで考慮したらよいかと思った。

- ◎ 家事調停のウェブ会議のソフトは Webex を利用するが、セキュリティ面では問題がなく、先行導入庁でも問題なく利用されていると承知している。
- 家事調停をウェブ会議か、電話会議か、又は対面で行うかについて、何か基準はあるのか。
- 統一的な基準があるわけではなく、事案に応じて、調停委員会が各事件において個別に判断していくことになると思われる。例えば、感情の機微にわたるやり取りをしなければならないときには、対面で直に様子を見ながら話した方が聴取しやすいということも考えられる。
- 画面があったほうが相手の表情や様子が分かるのでウェブ会議の利点がある一方、画面越しだと表面的な主張に流されてしまうことがある。対面だと紛争の背景や当事者の思いを直に確認できたりするが、双方が対立した面会交流の調停など、対面で様々な事情を伺い、それを積み重ねて解決をはかる際には対面の方が好ましいと思う。
- 私も同感であり、感情の対立が激しい事件はコミュニケーションをとりながら鎮静化を図りつつ理解を求めていくことが大切である。離婚調停においても、親権が対立している場合に、調査官立会いにより相互理解を深めていくようなケースは、ウェブ会議では限界があると思われるので、事件の性質、当事者の感情等を総合的に考慮してウェブ会議にするかを考えていくことが良いと思う。
- 模擬調停の動画を拝見して、改めて調停の難しさや、調停委員の御苦勞を拝察した。従前、対面又は電話会議の開催方式について、当事者からどのように合意を得たり、すり合わせなどを行っていたのか。
- 従前、電話会議を希望されるのは、事務所が裁判所から遠方に所在している代理人弁護士が大半であるが、当事者本人でも、初回は対面で実施し

たが、調停委員からの聴取によって遠方などのため電話会議の方法を提示することもあり、事案に応じて確認している。

- 初回は対面での手続ということで、2回目以降、今後はウェブ会議も選択できるということだが、調停成立の場面でもウェブ会議で実施できるのか。
- 離婚、離縁を除く申立てについては、来年2月からウェブ会議にて調停を成立させることができるようになる。一方、離婚、離縁の申立てについては、家事事件手続法の改正を待つ必要があり、令和7年には改正法が施行され、ウェブ会議でも調停を成立させることができるようになる予定である。
- ◎ 先行する民事訴訟でも、ウェブ会議の開始時は、初回は裁判所に参集していたが、慣れてくるに従い、初回からウェブ会議で実施するという流れになった。
- 説明をお聴きして、選択肢が増えることは意義があると思われるが、秘匿性により当事者の安全が守られることが大切と思った。我々もインタビューでは完全に秘匿性が保たれる形をとるが、先行導入庁のケースで、漏れてしまった、あるいは悪意をもって録音・録画をされたなど、ミステイクも含めて事例があればお聞きしたい。
- 先行導入庁の約9000件の実施状況では、上記のような事例があったとは聞いていない。
- 録音・録画などされたケースが、約9000件のうち1件もないのは逆に不自然とも思えるが、ウェブ会議はスピーカーからダイレクトに録音できるので、電話会議よりも録音される可能性は高いと思われる。調停不成立後の人事訴訟で、調停での内容が一言一句記載された書面が出たなど、疑わしい事例も把握されていないのか。
- そのような事例は聞いていない。
- 予定外の行為を確認しやすいので、電話会議よりもウェブ会議の方がセ

キュリティは少し上がると思うが、一方で、悪意をもって録音・録画した内容がミスタイクによって出回る可能性はより高まると思われるので、考え得るより良い方法を探っていくことが必要である。

- 録音はしないでくださいと言っても、する人はすると思う。先ほどの説明では、録音された場合に、以後の手續ではウェブ会議は認めないということであったが、それ以上の制裁があるのか。また、弁護士会でも、録音した場合の対応について、議論がされていたら伺いたい。
- 弁護士会で、録音した場合などのモラルに関する研修が行われているか把握していないが、示唆に富む御意見なので、モラルを徹底するように、会に持ち帰ってフィードバックさせていただく。
- ウェブ会議で、画面を共有して、本日実施した内容や課題を確認したり、合意ができた内容を確認できることは有意義であると思ったので、提案させていただく。
- 当事者本人の調停では、合意内容や次回までの課題を画面共有することは、調停の進行に良い影響があるのではと感じた。
- コロナによる影響で、急速にウェブ会議が普及して学会の会議はほとんどがウェブ会議となっている。授業をウェブ会議で行った利点として、対面より心理的な安全性が増して、学生が発言しやすくなることがあったので、ウェブ会議による調停でも効果があると思われるが、情緒面など対面でないとつかめないこともあるので、事案に応じて対面と組み合わせて利用することが良いと感じた。
- 遺産分割などの多人数の調停において、ウェブ会議で調停成立ができれば、成立率を上げられるのではないかと思った。
- 選択肢が広がることは、様々な事情を抱える当事者にとってメリットになる。配慮しなければならないことは多いが、ウェブ会議の方が割とフランクな意見が出やすいとは感じている。
- 現在の調停は、通常、一方ずつの当事者から話を聞いているが、面会交

流の条件を煮詰めるような調停では、同席の方が理解が進み易いと思っている。

- 詳細な条件を決める際に、調停委員経由で話を聞いていると当事者の率直な思いがうまく伝わらないことが多々あると聞いており、同席調停が可能であればウェブ会議でも活用することは有益であると感じた。

6 次回議題

「裁判所における防災について（長野地方裁判所委員会と合同開催）」

7 次回期日

令和6年6月6日（木）午後3時